

夢みる 大地とともに

熊本県就農支援ガイドブック
農業を始めたい方達を応援します！



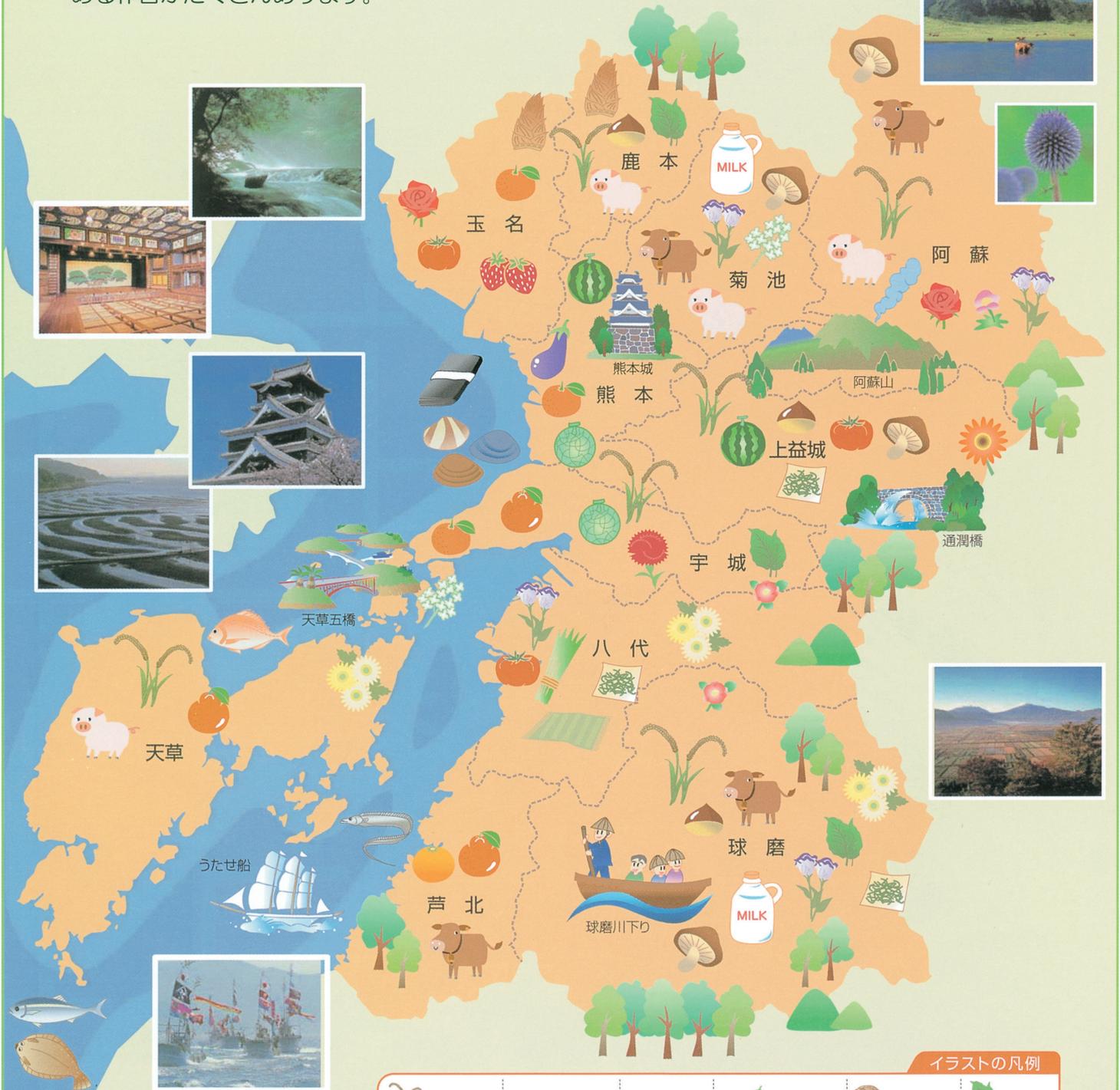
熊本県新規就農支援センター

熊本県新規就農支援センターはワンストップ就農相談窓口です。農業に興味がある方、新たに農業を始めたいとお考えの方、農業法人等に就職をお考えの方達とひとり一人に合った就農相談をしています。お気軽にご相談下さい。

くまもとの農林水産物

熊本県では温暖な海岸地帯から阿蘇の高冷地帯まで広がる豊かな自然条件を活かした作物が生産されています。

熊本で生産される農畜産物の中で日本一の生産量を誇るものは、トマト、スイカ、不知火（デコポン）、宿根カスミソウ、い草があり、この他にもメロン、いちご、なす、葉たばこ、くり、しょうが、乳用牛、肉用牛など全国的に高い順位を占める作目がたくさんあります。



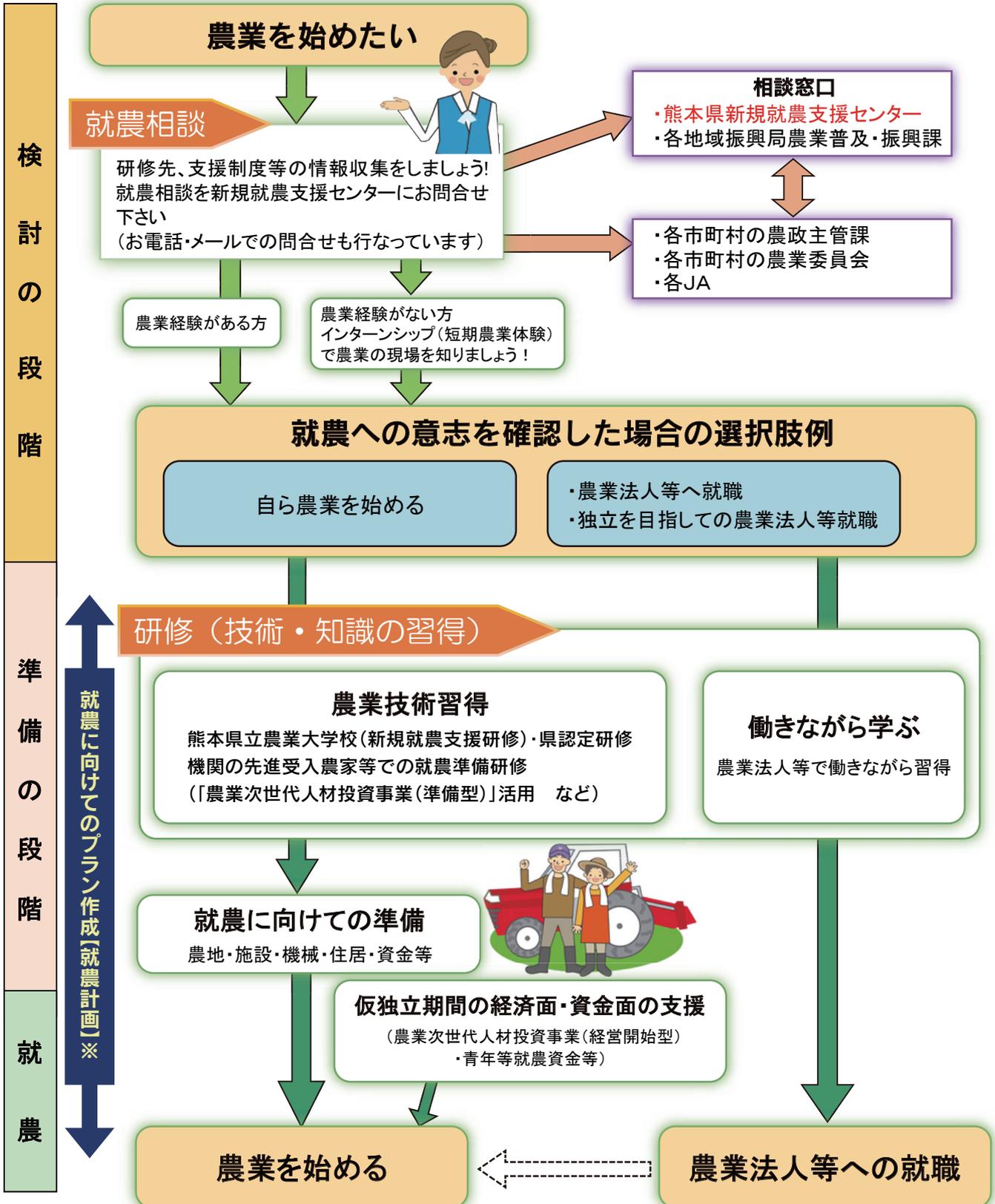
イラストの凡例

米	温州みかん	すいか	なす	ひらめ	葉たばこ
肉用牛	不知火類 (デコポン)	いちご	あさり	しいたけ	茶
豚	くり	牛乳	たちうお	たけのこ	
トマト	いぐさ	メロン	たい	宿根カスミソウ	
甘夏みかん	薑表	のり	ぶり	トルコギキョウ	

就農までのイメージ

就農までの道すじ

農業は、思い立ってすぐに始められるものではなく、十分な準備と時間が必要となります。特に農業を始めるためには技術・知識の習得・農地の取得等の準備が重要です。就農するまでに想定される課題を把握し整理しましょう。



※就農計画(青年等就農計画)の作成時期については、個人ごとの状況で異なるため、就農予定地の市町村(農政主管課)もしくは、県の各地域振興局農業普及・振興課へご相談ください。

農業での体験をするには

●農業経験がない方には、農業法人等での農業体験をお勧めします。

農業法人等で短期間の就業体験をする農業インターンシップ制度があります。農業を体験したことがない人に、実際の農作業を体験してもらうための制度です。すでに農業法人等に採用が予定されている内定している方でも、事前の就業体験としても利用できます。

- 体験内容 農業法人等での就業体験
- 体験期間 2日から6週間以内で通年受入れ可能です。
- 費用 参加費は無料です。但し、受入法人までの交通費は自己負担です。食費・宿泊費等の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。
- その他 体験期間中は傷害保険(農業実習総合保険)に加入していただきますが、保険料は全国農業会議所で負担します。

※「全国新規就農相談センター」ウェブサイトの「農業インターンシップ」にて確認してください。



農業インターンシップHP

農業法人等に就職するには

●農業法人等の求人情報をご覧ください

熊本県新規就農支援センターでは、厚生労働省より無料職業紹介事業の許可を受け、求人・求職の受付・紹介を行っています。

問い合わせ先

- ◇「熊本県新規就農支援センター」 (公財)熊本県農業公社 TEL 096-385-2679
- (一社)熊本県農業会議 TEL 096-384-3333

「熊本県新規就農支援相談ウェブサイト」に求人情報を掲載しています。



求人サイト QRコード

農業研修や技術の習得方法は

●農業大学校

熊本県立農業大学校は、専修学校として将来の農業・農村の担い手を育てるため、先進的実践教育や全寮制など充実した教育に努めています。

※農業大学校に入学して勉強される方

①農産園芸学科	農特産・花き・果樹	30名	2ヶ年、全寮制
②野菜学科	野菜A・野菜B	30名	
③畜産学科	酪農・肉用牛	20名	

すでに高等学校を卒業されている方でも、「一般入学者選抜」だけでなく、市町村長の推薦(地域推薦)により、「推薦入学者選抜」も受験できます。

※一般社会人向けの研修を受ける方

一般社会人向けにも、本県農業を担っていく優れた農業者を育成するため、農業以外から親元へのUターン就農や新たに本県での就農等を希望する方が、経営者として必要な基礎技術や関連情報を体系的に学び、円滑に就農できるよう、研修を行っています。

①プロ経営者コース	週5日 4月～3月	本格的農業を目指す方 ※年齢制限があります 農業次世代人材投資事業対象研修です。 (要件を満たす方)
②実践農業コース	週3日 4月～12月	農産物販売を目指す方 ※年齢制限があります

※2020年度の募集に関しては熊本県立農業大学校にお問い合わせください。
(農業大学校 TEL 096-248-1188)

●熊本県認定研修機関での研修

熊本県が認定する研修機関は以下のとおりです。

(H31.4 現在)

No.	認定された組織・機関等名称	連絡先	研修品目	研修可能エリア
1	NPO法人 九州エコファーマーズセンター	096-247-3333	米、野菜、果樹他	県域
2	NPO法人熊本県有機農業研究会	096-223-6771	有機栽培(米、野菜、果樹)	県域
3	熊本県酪農業協同組合連合会	096-388-3516	酪農のみ	県域(酪農)
4	熊本市農業協同組合	096-372-6943	ナス、トマト、 ミニトマト	熊本市 (北区植木町・南区富合町・ 城南町除く)
5	熊本宇城農業協同組合	0964-34-3383	トマト、メロン、イチゴ、 アスパラガス、柑橘類	宇城市・宇土市・美里町 熊本市(富合町・城南町)
6-1	上益城農業協同組合	096-234-1156	トマト、ミニトマト、タラ	上益城農協管内
6-2	山都地域担い手育成総合 支援協議会	0967-72-1136	トマト、白ネギ、イチゴ、 米、有機野菜	上益城農協管内及び山都町
7	菊池地域農業協同組合	0968-23-3205	アスパラガス、小玉スイカ、 ハウレンソウ、イチゴ、畜産	菊池市・合志市・菊陽町
8	玉名農業協同組合	0968-72-5563	トマト、ミニトマト、イチゴ、 ナス、スイカ(大玉)	荒尾市・玉名地区
9	鹿本農業協同組合	0968-41-5146	スイカ、イチゴ、アールスメロン、 ナス、アスパラガス	山鹿市・熊本市北区植木町
10	阿蘇農業協同組合	0967-22-6115	トマト、アスパラガス	阿蘇市・西原村
11	南阿蘇村農業研修生受入協議会	0967-67-2706	米、アスパラガス、トマト、 イチゴ、花き他	南阿蘇村
12	八代地域農業協同組合	0965-35-4081	トマト、イチゴ、アスパラガス、 ショウガ、露地野菜	八代市・氷川町
13	あしきた農業協同組合	0966-82-4874	中晩柑橘、イチゴ、茶、 タマネギ、畜産、米	芦北町・水俣市
14	球磨地域農業協同組合	0966-38-4065	キュウリ、トマト、メロン、ナシ	球磨地域
15	本渡五和農業協同組合	0969-23-2231	畜産、果樹、野菜	天草市
16	あまくさ農業協同組合	0969-22-1105	繁殖牛、肥育牛、養豚、柑橘類 ミニトマト、キュウリ、 カスミノウ、トルコキキョウ	天草市・上天草市
17	天草市担い手育成支援協議会	0969-32-6792	ミニトマト、キュウリ、 施設柑橘、露地野菜	天草市
18	熊本県立農業大学校 (プロ経営者コース)	096-248-6600	野菜主体	農大での研修

※研修機関によって研修場所や研修品目が異なりますので、詳細は、それぞれの各研修機関または熊本県新規就農支援センターにお問い合わせください。

※全国型の研修機関もあります。

熊本県の認定研修機関等に関する詳細に関しては、熊本県新規就農相談ウェブサイト「研修のご案内」にある「長期の研修」の頁をご覧ください。



「研修のご案内」

●海外での研修

アメリカコース、ヨーロッパコースの海外研修を受けることもできます。

詳細は公益社団法人国際農業者交流協会(JAEC)にお問い合わせ下さい。

東京都大田区西蒲田5-27-14 TEL 03-5703-0252



JAEC サイト

「青年等就農計画制度」とは

「青年等就農計画制度」とは…

青年等就農計画制度は、新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。農業経営に意欲を持つ方で、**年間労働時間2000時間、農業所得250万円が目標**です。

「認定新規就農者」の対象となる方(就農開始から5年以内の方も含まれます。)

対象者は、新たに農業経営を営もうとする青年等で、以下に当てはまる方です。

1. 青年(原則18歳以上45歳未満)
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者(65歳未満)
3. 上記1または2の者が役員^{の過半数を占める法人}

※農業経営を開始して一定の期間(5年)を経過しない者を含みます。

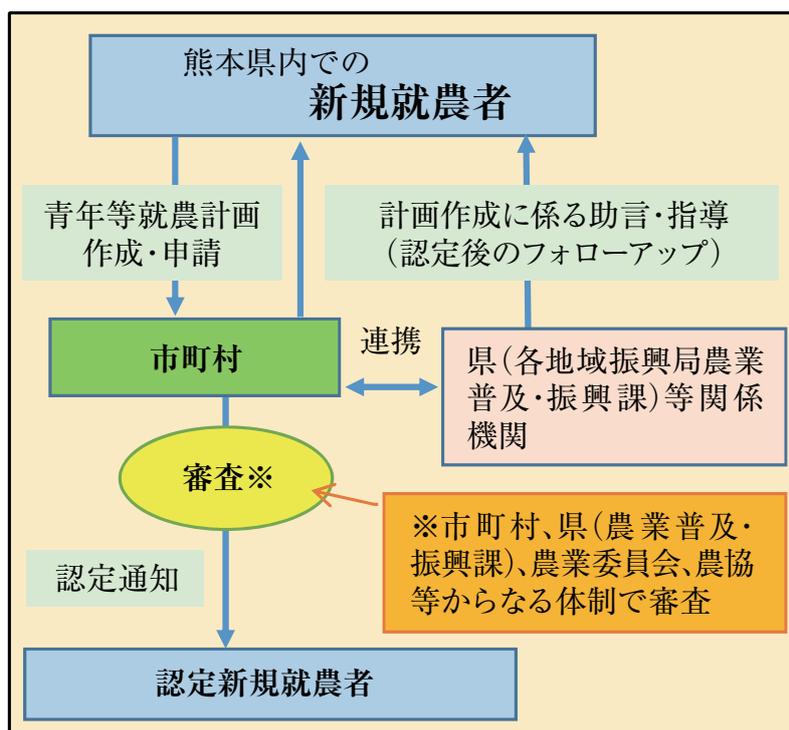
なお、認定農業者は対象になりません。

「認定新規就農者」になるための手続き

- ① まずは就農予定の市町村及び各農業普及・振興課でご相談を
- ② 青年等就農計画認定申請書を作成し市町村へ提出
- ③ 青年等就農計画の審査と認定

「認定新規就農者」が利用できる主な施策

- ① 農業次世代人材投資事業(経営開始型)
- ② 新規就農者に対する無利子資金制度(青年等就農資金)
- ③ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成タイプ)
- ④ 経営所得安定対策
- ⑤ 農業経営基盤強化準備金(青色申告者)
- ⑥ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ⑦ 農地中間管理機構の農地マッチング
- ⑧ 農業者年金保険料の国庫補助(青色申告者)
- ⑨ 農業経営目標達成のため、市町村や県の農業普及・振興課からの重点的指導



就農するとき利用できる資金は

●青年等就農資金

貸付対象者	認定新規就農者 ※市町村から青年等就農計画の認定を受けた個人・法人	
資金の 使いみち	青年等就農計画の達成に必要な次の資金 ※ただし、経営改善資金計画を作成し、市町村を事務局とする特別融資制度推進会議の認定を受けた者に限ります。	
	施設・機械	農業生産用の施設・機械のほか、農産物の処理加工施設や、販売施設
	果樹・家畜等	家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植費のほか、それぞれの育成費
	借地料などの一括支払い	農地の借地料や施設・機械のリース料などの一括支払いなど
	その他の経営費	経営開始に伴って必要となる資材費など
※農地等の取得費用は対象となりません。農地の取得の場合は、下記の「経営体育成強化資金」をご利用ください。		
融資条件	返済期間	12年以内(うち据置期間5年以内)
	融資限度額	3,700万円(特認1億円)
	利率(年)	無利子
	担保・保証人	担 保:実質無担保(原則として、融資対象物件のみ)
		保証人:原則として個人の場合は不要、保証料は必要
貸付主体	日本政策金融公庫	
留意事項	国の補助金を財源に含む補助事業(事業負担金を含む)は、本資金の対象となりません。ただし、地方公共団体の単独補助事業や 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成タイプ・融資主体補助型) は対象となります。	

※審査結果や予算枠等によっては、借入できない場合があります。

※資金の詳細は、日本政策金融公庫熊本支店(農林水産事業)までお問合せください。

●経営体育成強化資金(農地等のご利用いただける資金)

認定新規就農者の方が農地等を取得される場合には、経営体育成強化資金(有利子)が利用できます。

利用条件等	借入額が1,000万円以下の場合、融資率100%	
	返済期間	償還期限25年以内(うち据置期間5年以内)
	利率(年)	0.20%(2019.3.20現在)

以上の資金の他、農業近代化資金(有利子)が利用できます。

就農するとき利用できる事業は

●強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成タイプ・融資主体補助型)

適切な人・農地プランに位置づけられた中心経営体(認定新規就農者含む)等が、農業経営の発展・改善を目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を取得する場合に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成します(取得に要する経費の3/10が上限)。

支援対象は、トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得・乾燥調製施設(乾燥機)、集出荷施設(選果機)、農畜産物加工施設(加工設備)などの設備の取得・ビニールハウスの整備・畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良などとなります。

例:融資を活用して、トラクターを取得(取得価格1,000万円)する場合、最大300万円の助成を受けることができます。自己資金や融資枠が不足している場合でも、必要な投資を行うことが可能になります。

※予算枠や採択基準に満たない場合、事業を受けられない場合もあります。

※県、市町村及び農協等単独の支援制度もあります。詳しくは就農予定の各市町村農政主管課、各JAまで。

農業次世代人材投資事業(準備型)概要

次世代を担う農業者となることを志向する方に対し、
就農前の研修を後押しする資金(2年以内)を交付

[交付額] 150万円 / 年(最長2年間)

熊本県の認定研修機関や熊本県立農業大学校等で研修を受ける方で、
以下の要件を全て満たす方

1. 就農予定時の年齢が原則50歳未満で次世代を担う農業経営者となる事についての強い意志を有していること。
2. 独立・自営就農又は雇用就農または親元での就農を目指すこと。
(親元就農の場合、就農後5年以内に経営を継承するか又は農業法人の共同経営者になること)
研修終了後、独立・自営就農する場合は就農から5年以内に認定新規就農者、又は認定農業者になること。
3. 熊本県が認定した研修機関等で概ね1年以上(概ね年間1,200時間以上)研修すること。
既に研修開始している者でも残りの研修期間が1年以上残っている場合は交付対象。
4. 常勤(正社員)の雇用契約を締結していないこと。
5. 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。
6. 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に加入すること。
※前年の世帯全体の所得によっては交付対象にならない場合があります。

以下の場合には返還の対象となります。

- (1) 適切な研修を受けていなかった場合。
- (2) 研修終了後、1年以内に原則50歳未満で独立・自営就農又は雇用就農しなかった場合。
- (3) 交付期間の1.5倍の期間(最低2年間)、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合。
- (4) 親元就農者については、研修終了後5年以内に経営継承しなかった場合、又は農業法人の共同経営者にならなかった場合。
- (5) 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合。

制度に関するお問合せは、熊本県農地・担い手支援課へ(096-333-2432)

熊本県で農業次世代人材投資事業(準備型)を受給するには、熊本県が認定する認定研修機関での研修が必要です。熊本県の認定研修機関についてはP4を参照願います。
先進農家等で研修する場合は、「農の雇用事業」を利用してください。
熊本県外で研修するには、当該県にお問い合わせください。

農業次世代人材投資事業(経営開始型)概要

次世代を担う農業者となることを志向する方に、就農直後(5年以内)の経営確立を支援

[交付額] 最大150万円/年(最長5年間)

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を全て満たす方

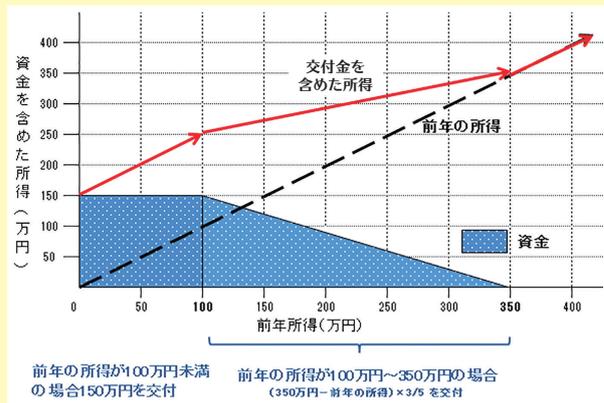
1. 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の「認定新規就農者」で次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
2. 独立・自営就農であること(自ら作成した青年等就農計画に即して主体的に農業経営を行っている状態)。
3. 青年等就農計画等が以下の基準委適合していること。
 - ① 農地の所有権又は利用権等を交付対象者が有している。
 - ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有または借りている。
 - ③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引している。
 - ④ 交付対象者の農産物の売り上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者名義の通帳及び帳簿で管理している。
4. 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク(新たな作目の導入、経営の多角化等)負うと市町村長に認められること。
5. 就農する市町村の「人・農地プラン」に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと。または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
6. 園芸施設共済の引き受け対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること。
7. 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業支援を受けていないこと。また、農の雇用事業による助成を受けた農業法人でないこと。
8. 原則として青年新規就農者ネットワーク(一農ネット)に参加すること。
※夫婦で就農する場合は1.5人分支給、法人経営の場合は新規就農者それぞれに支給。
※前年の世帯全体の所得によっては交付対象にならない場合があります。

I. 所得に応じて交付金の変動します。

経営開始1年目の方と前年の総所得(本交付金以外)が100万円未満の方は150万円/年。

前年の総所得(本交付金以外)が100万円以上350万円未満の方は交付金額が変動。

交付金額 = (350万円 - 前年の総所得) × 3/5



※交付2ヶ年終了後、中間評価が実施されます。

※経営状態によっては交付停止、返還となる場合があります。

1. 必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合。
2. 交付金を除く本人の前年の所得が350万円を超えた場合。
3. 市町村による中間評価結果において経営の改善が見込み難いと判断された場合。

※以下の場合は返還の対象となります。

1. 農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を5年間の交付期間中に所有権移転しなかった場合。(平成30年度までの受給者)
2. 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合。

(2019年度)
令和元年度に新規就農(独立自営)すると…

ハウス入手や農地借入に助成があります!

※事業名:新規就農スタートアップ支援力強化事業(熊本県単独事業)

目的:新規就農者育成の核である「県認定研修機関」を通じて、ハウス入手など新規就農者の初期投資負担を軽減し、就農を促進・円滑化します。

※県認定研修機関……

新規就農希望者が営農技術(生産技術、経営ノウハウ等)を学ぶための長期研修を実施。各地域主要JAやNPO、市町村協議会等18機関を県が認定中。

〈支援対象の新規就農者〉 下記全てを満たす方が対象となります。

- ・令和元年度(2019年度)に県内に新規就農すること(独立自営者に限る)
- ・認定新規就農者であること(助成決定までに市町村の認定を受けること)

〈事業メニュー〉

事業① ハウスの貸出しにより、ハウス入手負担を軽減します。

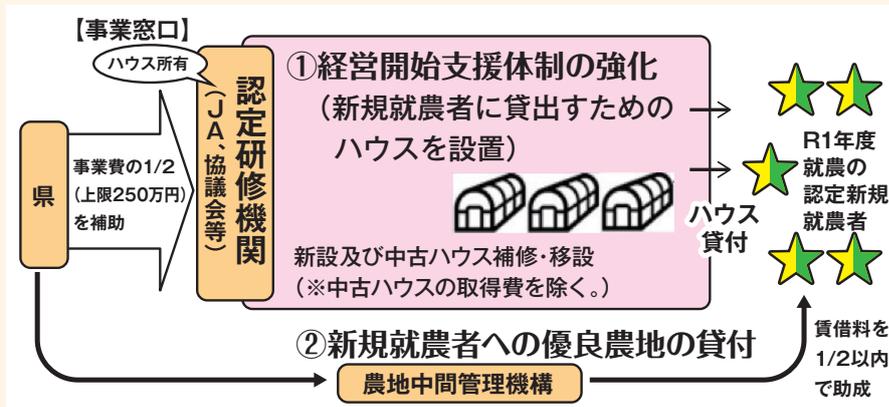
認定研修機関が新規就農者と協議のうえハウスを設置し、新規就農者がハウスを借受ける仕組みにより、経営開始時のハウス入手負担を軽減します。

- 補助対象は、認定研修機関が行う中古ハウスの修繕(取得費は対象外)、ハウス新設等。
- 事業費の1/2を認定研修機関に助成。(貸出先の新規就農者1人あたり上限250万円)
- 新規就農者は認定研修機関と貸借契約を結び、賃借料を支払いいただきます。

事業② 農地中間管理機構を通じた借受農地の賃借料を助成します。

機構を利用して5年以上の貸借契約を行う農地の賃借料を1/2以内で助成します。

〈※事業実施イメージ〉



※新規就農者に貸出するためのハウスは、認定研修機関により上記以外の事業取組要件が設定される場合があります。

(事業主管課:熊本県農地・担い手支援課 就農支援班 096-333-2432)

農地を取得するには

技術の習得、経営計画の作成と併せて、農地の取得が必要です。

●農地は「買う」より「借りる」ことを考えましょう!

農業を始めるためには、農地の購入費のほか、種苗、肥料・農薬、農業機械等の購入費、ハウスの設置費など多額の費用がかかります。なかでも、農地の購入費用は大きく、初期投資をできるだけ抑え経営を軌道に乗せるためには、農地は、「買う」より「借りる」方が賢明です。

●農地を借りるための手続きの流れ

農地を借りるためには、行政手続きが必要です。手続きには、いくつかの方法がありますが、ここでは、公益財団法人熊本県農業公社（農地中間管理機構）が取り扱う「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく借り入れ手続きについて紹介します。

農用地等借受け申出書の提出(公募)

「農用地等借受け申出書」を市町村、JAまたは(公財)熊本県農業公社（農地中間管理機構）に提出します。

「農用地等借受け申出書」は、熊本県農業公社のホームページ（<http://www.kumamoto-kousha.or.jp/>）から

ダウンロードするか、お近くの

- 県地域振興局農業普及・振興課
- 市町村農政担当課、市町村農業委員会
- 各農業協同組合にお問い合わせください。

応募は、随時受付しています。(おおむね毎月ごとにとりまとめられます)。



青色申告を始めましょう

青色申告には多くのメリット措置「税制上のメリット」「収入保険加入」「農業者年金の補助」等があります。青色申告を新たに始める方は、原則、その年の3月15日までに所轄の税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。所轄の税務署にお尋ねください。

「収入保険」災害や価格下落に備えましょう

農業にとって、自然災害や農産物の価格低下は避けられないものです。そのため、農業をされている方の経営努力では避けられない自然災害や農産物の価格の低下などで、収入が減少した場合に、その減少分の一部を補償する「収入保険」制度があります。新規就農者の方も加入することができます。

基本的に、農産物ならどのような品目でも対象となります。詳しくは、農林水産省「農業保険（収入保険・農業共済）のページ」をご覧ください。県内各地域の農業共済組合にお問い合わせください。

就農相談先（お問合せ先一覧）

	名称	所在地	問合せ先
熊本県新規就農支援センター	公益財団法人熊本県農業公社 熊本県地域就農支援アドバイザー	熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (熊本県庁本館10階) 各地域の就農支援アドバイザーにつきましては、 新規就農支援センターまたは県下各地域の農業 普及・振興課にお問い合わせ下さい。	096-213-1234 (代) 内線:5832 096-385-2679 (直)
	一般社団法人熊本県農業会議	熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (熊本県庁本館 9階)	096-384-3333 (直)
熊本県	農林水産部生産経営局 農地・担い手支援課(就農支援班)	熊本市中央区水前寺6丁目18-1 (熊本県庁本館9階)	096-333-2432 (直)
県内各地域の 新規就農支援窓口	県央広域本部 農業普及・振興課	熊本市中央区南千反畑4-33	096-355-1511 (直)
	宇城地域振興局 農業普及・振興課	熊本県宇城市松橋町久具400-1	0964-32-2119 (直)
	上益城地域振興局 農業普及・振興課	熊本県上益城郡御船町大字辺田見396-1	096-282-3010 (直)
	県北広域本部 農業普及・振興課	熊本県菊池市隈府1272-10	0968-25-4160 (直)
	玉名地域振興局 農業普及・振興課	熊本県玉名市岩崎1004-1	0968-74-2135 (直)
	鹿本地域振興局 農業普及・振興課 (山鹿市就農支援センター)	熊本県山鹿市山鹿1026-3 熊本県山鹿市山鹿987-3	0968-44-2118 (直) 0968-43-1556 (直)
	阿蘇地域振興局 農業普及・振興課	熊本県阿蘇市一の宮町宮地2402	0967-22-1115 (直)
	県南広域本部 農業普及・振興課	熊本県八代市西片町1660	0965-33-3509 (直)
	芦北地域振興局 農業普及・振興課	熊本県葦北郡芦北町大字芦北2670	0966-82-5194 (直)
	球磨地域振興局 農業普及・振興課	熊本県人吉市西間下町86-1	0966-24-4117 (直)
天草広域本部 農業普及・振興課	熊本県天草市今釜新町3530	0969-22-4262 (直)	

※この他、各地域市町村の農業担当窓口等でご相談が出来ます。

熊本県新規就農支援センターウェブサイト

<http://www.kuma-farm.jp/>
熊本県で就農をお考えの方への情報発信を
随時行っていますので、ご利用ください。



ホームページ QR コード



「移住・定住」の相談は

熊本県内各地への移住・定住に関する情報や相談は、以下の窓口で行っています。

《総合相談窓口:熊本》熊本県 地域振興課 TEL 096-333-2135

《総合相談窓口:東京》くまもと移住定住支援センター(ふるさと回帰支援センター内)

TEL 080-2125-1656(直通)